

総合戦略推進協議会要綱

(設置)

第1 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により定めた久慈市総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関する施策の推進及び検証を行うため、久慈市総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する施策の推進及び検証に関すること。
- (2) 総合戦略の見直しに関すること。
- (3) その他市の地方創生に関する施策及び人口減少対策に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、市民及び次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業界に従事する者
- (2) 地方公共団体の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 金融機関の従業員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第6 協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。